

「かわしん 将来のための代理人サービス」利用規定

第1条 「かわしん 将来のための代理人サービス」の内容

1. 「かわしん 将来のための代理人サービス」とは
「かわしん 将来のための代理人サービス」（以下、本サービスという。）とは、万一、預金者の認知・判断機能が低下したため当金庫との取引ができなくなる場合に備え、あらかじめ預金者に代わり取引を行う代理人を指定しておくサービスをいいます。
2. 代理人による取引開始
代理人は、預金者が認知症になった内容の診断書および預金者との関係が分かる書類を、当金庫所定の書類とともに届け出たときから、代理人による取引を開始できるものとします。
3. 利用いただける預金者
申込時に本規定に同意し、本サービスを利用する契約締結能力があると当金庫が認めた預金者に限ります。契約締結能力があることを確認するために、いくつかの質問を行いますのでご了承ください。

第2条 本サービス利用の流れ

1. 申込時と代理人取引開始時の手続きが2回あります。
2. 1回目の手続きは本サービス利用の申込みとなり、預金者と代理人で、ご一緒にご来店いただきます。ご預金に関する重要な説明がございますので、代理人以外の推定相続人様もできる限りご同席ください。その際、預金者との関係が分かる戸籍謄本等（配偶者または血縁関係のある三親等以内の親族であることが分かるもの）、預金者と代理人の本人確認書類をお持ちください。
3. 本サービスは、預金者の口座開設店のみの取扱いとさせていただきます。ただし入金および記帳はどの店舗でもお取り扱いいたします。当金庫の複数店舗で口座をお持ちの場合は、この機会にお纏めください。
4. 2回目の手続きは代理人取引開始の申出となり、代理人に来店いただきます。
5. 2回目の手続きは、医師の診断書、預金者との関係が分かる戸籍謄本等（配偶者または血縁関係のある三親等以内の親族であることが分かるもの）、代理人の本人確認書類、預金者名義のすべての通帳・証書・キャッシュカードが必要になります。
6. 医師の診断書は預金者が認知症になった旨の記載が必要になります。
7. 代理人取引の開始は、2回目の手続きで、代理人取引の開始を申し出いただいた後からとなります。
8. 代理人が当金庫に医師の診断書を提出することについて、あらかじめ預金者の同意をいただいたものとします。
9. 代理人取引開始後は、預金者による取引に応じられません。

第3条 本サービスの内容

1. 代理人の指定

(1) 代理人は、配偶者または血縁関係のある三親等以内(※)の成人の親族から指定できます。代理人は預金者が責任を持って指定してください。

※ 三親等以内とは、子、孫、父母、兄弟姉妹、祖父母、甥・姪、曾孫、曾祖父母、叔父・叔母になります。

(2) 代理人は1名のみ指定可能です。

2. 代理人との取引

(1) 指定された代理人は、すべての預金取引の入出金と新規開設、解約、住所・電話番号変更等の諸届、残高証明書発行、自動振替の設定、出資金の譲渡に関して、預金者から一切の行為を委任されたものとします。なお、インターネットバンキングは、代理人との取引が開始する時点で解約していただきます。

(2) 代理人は取引の都度、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真付きの公的な書類に限ります。)をご提示ください。

(3) 代理人取引では、出資加入、新規融資取引、インターネットバンキングの利用、キャッシュカードでの出金はできません。

(4) 代理人との取引は、預金者の取引店舗(本サービスの申込みを行った店舗)の窓口に限らせていただきます。ただし、入金はその店舗でもお取り扱いいたします。

(5) 自動振替の設定は可能ですが、預金者が支払うべき費用に限ります。

(6) 代理人との取引(現金の出金または預金者名義以外への振込みで預金者名義の預金から支出するもの)に対し、当金庫は取引の根拠となる書面(請求書や領収書)の提示を求めることがあります。

(7) 代理人との取引に対し、疑念や不審な点がある場合、当金庫は取引をお断りすることがあります。

(8) 代理人の取引にあたっては、当金庫が定める各種規定に同意いただいたものとし、当金庫所定の手続きに準じて取引いただきます。

(9) 預金者から指定されている代理人が、さらに他の代理人を指定することはできません。

(10) 預金者の届け出により代理人が変更され、新たな代理人が選任された場合には、従前の代理人の同意が無くとも、新たに選任された代理人を真の代理人として取引します。

3. 代理人との責任の範囲

(1) 代理人が行う取引は、預金者自身が行った当金庫との取引と同等の効果が発生します。

(2) 代理人が行った行為によって、後日、紛争等のトラブルが発生しても、代理人の責により解決していただき、当金庫は一切責任を負いません。

4. 代理人との取引の開示

当金庫が代理人と行った取引について、預金者の推定相続人から開示請求があった場合、当金庫が応じることについて承諾いただいたものとします。

第4条 本サービスの変更・利用停止

1. 申込内容の変更

預金者の判断により、指定した代理人を解任する場合は、預金者が所定の書類にて当金庫に届け出てください。代理人を変更する場合には、預金者と新たな代理人がご一緒にご来店のうえ、所定の書類にて当金庫に届け出てください。

ただし、「代理人取引開始届」を当金庫に届け出た後は、代理人の変更はできません。

2. 利用停止（預金者または代理人からの解約申出）

(1) 「代理人取引開始届」の届出前

預金者が所定の書類を当金庫へ届け出てください。

(2) 「代理人取引開始届」の届出後

代理人が所定の書類を当金庫へ届け出てください。「代理人取引開始届」を当金庫に届け出た後は、預金者が利用停止を行うことはできません。

第5条 解除

以下の事由がひとつでも生じた場合には、当金庫はいつでも、預金者または代理人に事前に通知することなく、「本サービス」の利用を解除することができるものとします。

1. 預金者または代理人が死亡したとき
2. 代理人の認知・判断能力が低下したと当金庫が判断したとき
3. 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断したとき
4. 預金者に成年後見制度の開始があったとき（以後、成年後見制度による取引に移行します）
5. 預金者の認知・判断能力が回復したとき
6. 代理人を指定した時点で、預金者の認知・判断能力が低下していたことが後で判明したとき
7. その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断したとき

第6条 家系図

1. 預金者および代理人は、家系図（氏名、住所、生年月日、等）の届出に同意し、当金庫から家族について質問することに同意いただいたものとします。

2. 家系図に連絡可能として記入いただいた方に対しては、代理人取引開始後に、代理人が認知・判断能力を喪失するなどの緊急時に、当金庫から連絡することがありますので承知おきください。

第7条 免責事項

1. 本サービスにより損害等が生じた場合、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。
2. 預金者の死亡、成年後見制度の開始、その他届出事項の変更等があった場合は、速やかに当金庫に届け出てください。所定の書類の届け出がないまま行われた取引、手続きについては、それによって生じた損害等について、当金庫は一切責任を負いません。
3. 代理権が終了する事象（預金者の死亡、成年後見制度の開始、等）が発生した後でも、当金庫にサービス利用停止等の届け出がない限り、代理人と行った取引は有効であり、それによって生じた損害等について、当金庫は一切責任を負いません。

第8条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、各サービスにかかる規定等により取り扱うものとします。

第9条 サービスの終了

当金庫は、預金者または代理人へ通知することなく本サービスの全部または一部を変更・停止することがあります。この場合、本サービスの利用期間中であっても、本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上